

日医発第173号（介護）

令和7年4月18日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）へのご協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）について、多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、本会宛に調査協力の依頼がありました。

当該調査は、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。

調査客体は層化無作為に抽出され、令和5年度及び令和6年度の決算額を調査致します。調査実施時期は令和7年5月であり、オンラインによる回答は7月14日（月）までに調査専用サイトにご提出を、紙の調査票による回答は7月7日（月）までにご投函をお願いしております。

介護サービス施設・事業所におかれましてはご多忙のことと承知しておりますが、介護サービスの実情把握に資するものとして、次期介護報酬改定に向け重要な調査であることから、本会と致しましては、当該調査の実施に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）へのご協力依頼について

（令和7年4月14日 老発0414第1号 厚生労働省老健局長通知）

○令和7年度介護事業経営概況調査の実施について

以上

老発 0414 第 1 号  
令和 7 年 4 月 14 日

公益社団法人  
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

令和 7 年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）への  
ご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため、「令和 7 年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）」を本年 5 月に実施する予定です。（別紙 1）

本調査は、介護報酬改定のための基礎資料等として活用される重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力をいただきたいと考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入していますので、併せてご周知をお願いいたします。（別紙 2、3）

## 施設・事業所の方へのご案内 介護事業経営概況調査へのご協力をお願いいたします

- 厚生労働省では、令和7年5月に「介護事業経営概況調査」を実施する予定です。
- 本調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握するとともに、次期介護保険制度の改正及び介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査です。
- 調査票が届いた施設・事業所の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 【調査票の送付時期】

調査票の送付は5月頃を予定しています。

※本調査は無作為抽出調査のため、調査票が届かない事業所においては、今回の調査対象ではございません。

### 【調査票の提出期限】

オンラインによる回答：7月14日（月）までに調査専用サイトにご提出ください。

紙の調査票による回答：7月7日（月）までにご投函ください。

**ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。**

調査票回答



集計・分析



報酬改定の検討



介護報酬へ反映



前回の調査結果はこちら



※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

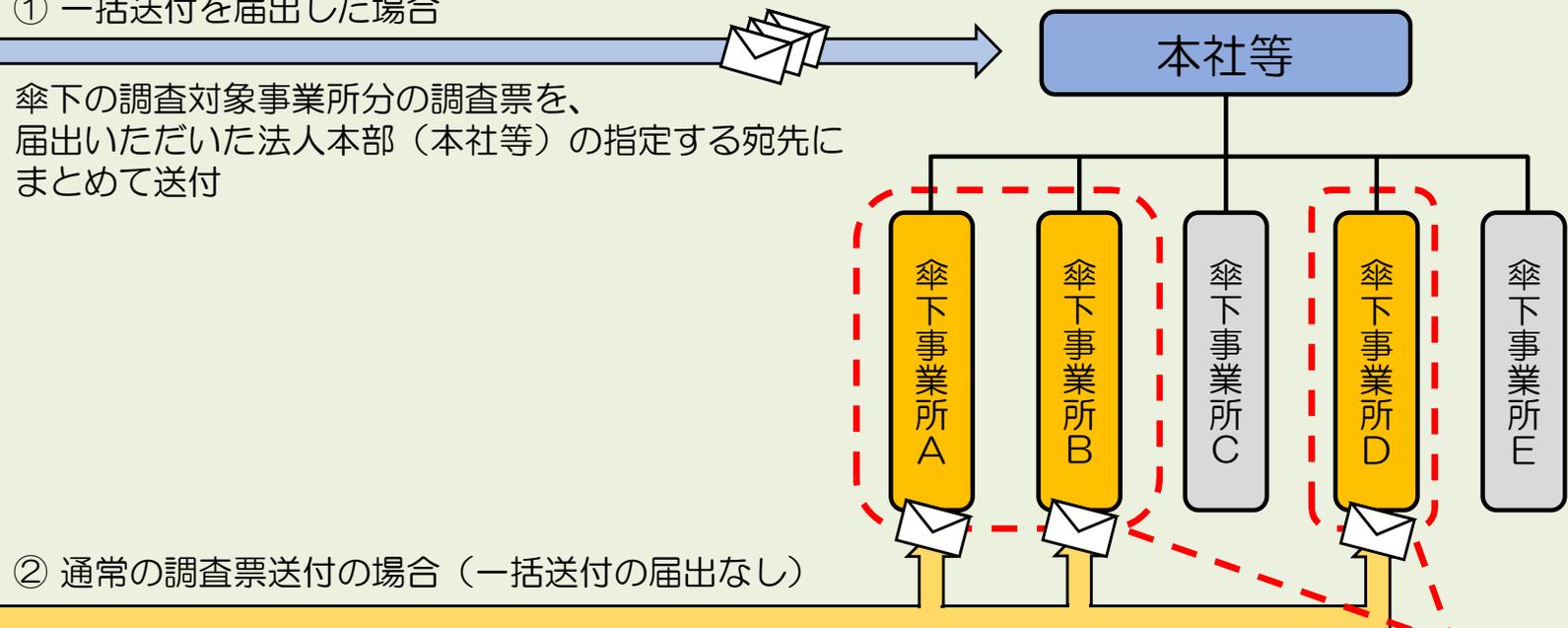
## 法人の方へのご案内 「一括送付」の仕組みを導入しています

- 「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。
- 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答ができるようになりますので、この仕組みについて、積極的にご活用いただくようお願いいたします。
- ※ 「一括送付」が不要の場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、一括送付の届出の必要はありません。
- ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

厚生労働省（調査事務局）

### ① 一括送付を届出した場合

傘下の調査対象事業所分の調査票を、届出いただいた法人本部（本社等）の指定する宛先にまとめて送付



### ② 通常の調査票送付の場合（一括送付の届出なし）

調査票を直接、調査対象事業所宛に送付

調査対象事業所

## 法人の方へのご案内 「一括送付」の仕組みを導入しています

### ＜「一括送付」の届出方法＞

- ① 当省HPから届出書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへご提出ください。【提出期限】**4月30日（水）**

厚生労働省HP「一括送付の仕組みの創設について」

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23\\_shikumi.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html)

※以前の調査で届出を行ったことがある事業所においても、お手数ですが再度のご提出をお願いいたします。

- ② 届出後、調査事務局よりメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査票を法人本部（本社等）へ送付いたします。

届出用HPはこちら



### ※「一括送付」手続きの流れ

#### Step 1 届出書のダウンロード

・「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。

4月30日まで

#### Step 2 届出書の記入・提出

・届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスまでお送りください。  
※提出先メールアドレスは当省HPに掲載

5月頃～

#### Step 3 調査対象事業所一覧の送付

・調査事務局から調査対象となった事業所の一覧をお送りいたします。

#### Step 4 調査票の受取

・法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所分の調査票等が一括で送付されます。

※Step3と4は前後する場合があります。

7月上旬～中旬頃

#### Step 5 調査票の提出

・調査票に記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。

## 令和7年度介護事業経営概況調査の実施について

### 1 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時期及び公表時期

#### (1) 調査時期

令和7年5月（令和5年度及び令和6年度の決算額を調査）

参考：令和4年度概況調査の調査時期は令和4年5月

（令和2年度及び令和3年度決算額を調査）

令和5年度介護事業経営実態調査の調査時期は令和5年5月

（令和4年度決算額を調査）

#### (2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、令和7年12月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

参考：令和4年度概況調査の公表時期は令和5年2月

令和元年度概況調査の公表時期は令和元年12月

### 3 調査対象等

#### (1) 調査対象

全ての介護保険サービス

#### (2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出（令和4年度概況調査と同様）

#### (3) 抽出率

別表参照

#### (4) 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置や職員給与の状況、収入の状況、支出の状況 等

## 令和7年度介護事業経営概況調査の抽出率について

	事業所数 (母集団数)	令和7年度 概況調査 抽出率	参考					
			介護事業経営概況調査			介護事業経営実態調査		
			令和4年度 (2022)	令和元年度 (2019)	平成28年度 (2016)	令和5年度 (2023)	令和2年度 (2020)	平成29年度 (2017)
介護老人福祉施設	8,476	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,182	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護医療院	852	1/1	1/1	-	-	1/1	1/1	-
訪問介護	35,468	1/20	1/25	1/25	1/25	1/10	1/10	1/10
訪問入浴介護	1,618	1/4	1/4	1/4	1/5	1/2	1/2	1/2
訪問看護	15,866	1/25	1/25	1/25	1/25	1/10	1/10	1/10
訪問リハビリテーション	5,528	1/6	1/6	1/6	1/7	1/2	1/2	1/2
通所介護	24,586	1/25	1/25	1/25	1/25	1/10	1/10	1/10
通所リハビリテーション	7,919	1/10	1/10	1/10	1/10	1/5	1/5	1/5
短期入所生活介護	10,757	1/20	1/20	1/20	1/20	1/7	1/7	1/7
特定施設入居者生活介護	5,916	1/5	1/5	1/5	1/5	1/4	1/4	1/4
福祉用具貸与	7,187	1/20	1/20	1/20	1/25	1/2	1/2	1/2
居宅介護支援	36,459	1/25	1/25	1/25	1/15	1/20	1/20	1/20
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,311	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
夜間対応型訪問介護	181	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型通所介護	18,432	1/25	1/25	1/25	-	1/10	1/10	1/10
(再掲)療養通所介護	80	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型通所介護	2,851	1/8	1/8	1/8	1/10	1/2	1/2	1/2
小規模多機能型居宅介護	5,469	1/12	1/12	1/12	1/12	1/2	1/2	1/2
認知症対応型共同生活介護	14,234	1/20	1/20	1/20	1/20	1/12	1/12	1/12
地域密着型特定施設入居者生活介護	363	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	2,526	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2	1/2	1/2
看護小規模多機能型居宅介護	1,031	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1

※ 事業所数は「介護給付費等実態統計（令和6年4月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当））の数値である。

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査である。総務大臣の承認を受ける審査の過程等で抽出率等調査事項について変動があり得る。